

高等教育に関する主な中央教育審議会答申の抜粋表

事項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ
・プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定	<p>第1章3(3)4) 多元的な評価システムの確立—大学の個性化と教育研究の不断の改善— (ア) 多元的な評価システム 各大学がその多様化・個性化を図りつつ世界的水準の教育研究を推進していくためには、大学の自律性に基づく教育研究活動の展開や大学運営が行われているか等の点について常に適切な自己点検・評価を実施し、これを踏まえて各大学が教育研究の不断の改善を図っていくことが不可欠である。…</p> <p>第2章1(1) 学部教育の再構築 ● 今後、高等学校教育における教育課程の基準の改善、選択制の拡大等が進むとともに、大学進学率が一層上昇する中で、進学前に受けた高等学校教育の内容も多様化し、さらに社会人や留学生の増加が進み、興味・関心、履修歴などあらゆる面で多様な学生が大学に進学してくることが予想される。また、時代の変化や社会の要請等に対応した教育研究の展開が一層強く求められるようになっていく。これまでの本審議会答申等を踏まえ、カリキュラム改革の実施、個々の授業科目ごとの詳細な授業計画としてのシラバスの作成・公表など教育の質の確保のための取組が進められているが、いまだに大学教育への批判を払拭するには至っていない現状を重く受け止めつつ、21世紀に向けさらに改革を推進する必要がある。</p> <p>1) 1) 教養教育の重視、教養教育と専門教育の有機的連携の確保 ● 社会の高度化・複雑化等が進む中で、「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」(課題探求能力)の育成が重要であるという観点に立ち、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができ、能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目標の実現のため、授業方法やカリキュラム等の一層の工夫・改善、全教員の意識改革と全学的な実施・運営体制を整備する必要がある。 この際、専門教育においても教養教育の理念・目標を踏まえた教育を展開することにより、教養教育と専門教育の有機的連携の確保を図っていくことが重要であることを十分に認識しなければならない。</p>	17 ・ 24 ・ 27	<p>第2章3(3) 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色 (ア) 高等教育と初等中等教育との接続 ○ どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は、入学受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。… 入学受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)についても、各高等教育機関が(必要に応じて分野ごとに)明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。</p> <p>第2章4(4) 自己点検・評価の充実 ○ 高等教育の教育・研究水準の維持・向上を図るためには、各高等教育機関が積極的に教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに、その改善と充実に向けて不断的努力を行うことがまずもって大切である。…</p> <p>第3章1(1) 大学 (イ) 学位と課程 ○ 現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程(プログラム)中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。</p>	7 ・ 10 ・ 11 ・ 43	<p>第1章6 学位授与、教育課程編成・実施及び入学受入に関する方針の重要性 (1) 改革の実行に当たり、もっとも重要なのは、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、そして「入学受入の方針」の三つの方針を明確にして示すことである。 これらは、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」にそれぞれ対応する。大学の個性・特色とは、そうした方針において具体的に反映されるのである。</p> <p>第2章第1節(3) 改革の方向 (ア) 学位授与の方針に関し、以上のような国際的な動向や我が国の実情を踏まえると、今後、学生による学習の成果を重視する観点から、各大学では、学位授与の方針や教育研究上の目的を明確化し、その実行と達成に向けて教育活動を展開していくことが必要となる。 (オ) …学士課程における学習成果の目標について、一定の標準性が望まれるとしても、その実現や評価の手法は多様であるべきであり、各大学の自主性・自律性が尊重されなければならない。また、参考指針が提示しているのは、標準的な項目にとどまるものであり、実際に各大学が学位授与の方針等を定める場合には、当該大学の教育理念や学生の実態に即して、各項目の具体的な達成水準などを主体的に考えていく必要があるであろう。…</p> <p>(4) 具体的な改善方策 【大学に期待される取組】 ◆ 大学全体や学部・学科等の教育研究上の目的、学位授与の方針を定め、それを学内外に対して積極的に公開する。 その際、それらが抽象的な記述にとどまらず、学生に身に付けることが期待される学習成果を重視する観点から、具体的に明確なものとなるように努める。 ◆ 学位授与の方針の策定に当たって、PDCAサイクルが稼動するようにする。 学内の共通理解を確立すること、実践の段階に応じて目標を具体化すること、客観的に測定可能な指標によってあらかじめ目標を設定しておくこと等に留意する。 ◆ 学位授与の方針等に即して、学生の学習到達度を的確に把握・測定し、卒業認定を行う組織的な体制を整える。 各大学の個性や特色、専門分野の特質に応じて、客観性・標準性を備えた学内試験の実施や外部試験の結果の活用についても検討し、適切に対応する。 ◆ 大学の実情に応じ、学位の水準を確保する観</p>	17	<p>7. 質的転換に向けた更なる課題 (「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着) 学士課程教育をめぐる問題の背景・原因として考えられる第一の点は、学士課程答申が期待した学位を与える課程(プログラム)としての「学士課程教育」という概念の定着がいまだ途上であるという現状である。… 課題の解決には以下の諸点の改善が求められる。まず、成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか(学位授与の方針)を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度(「アセスメント・ポリシー」)に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。また、学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系的な確立が重要である。 はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。 前述のとおり、学士課程教育をプログラムとして充実させるためにそれぞれの大学や文部科学省等が行うべき方策は、既に学士課程答申で詳細かつ網羅的に示されている。今必要とされるのは、これらを単にそれぞれ別個に実施することではなく、教職員の意識改革を進めつつ、上記の改革サイクルを相互に関連させながら、全学的な教学マネジメントの中で実際に機能させることである。</p>	17
・全学的な教学マネジメントの確立について							<p>6. 学士課程教育の質的転換への方策 (体系的・組織的な教育の実施) 学士課程教育の質的転換への好循環のためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が不可欠である。ただし、この点の改善は、学生に向かって「学修時間を増やさない」と呼びかけることだけでは実現しない。学生の学修時間の増加・確保には、学生の主体的な学修を促す教育内容と方法の工夫が不可欠である。すなわち、大学の教員が、学生の主体的な学修の確立は当該学生にとっても社会にとっても必須であるという意識に立って、主体的な学修の仕方を身に付けさせ、それを促す方向で教育内容</p>	14 16 ・ 20

事項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ
					<p>点から、学位授与の方針の策定、学位審査体制の確立に当たって、それらの客観性を高める仕組みについて検討する。</p> <p>例えば、大学間連携の取組の一環として相互に関与したり、外部専門家の意見を参考にしたりすることを検討する。</p> <p>第3章3 大学間の協働 (3) 本章に関する具体的な改善方策 【大学に期待される取組】</p> <p>◆ 学士課程教育における三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に関する共通理解を確立し、教員各自の教育実践の在り方を主体的に見直す場としてFDを機能させ、活性化を図る。</p>		<p>と方法の改善を行うこと、またそのような教員の取組を大学が組織的に保証することが必要である。</p> <p>したがって、学修時間の実質的な増加・確保は、以下の諸方策と連なって進められる必要がある。</p> <p>・教育課程の体系化 大学、学部、学科の教育課程が全体としてどのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を修得させようとしているか、そのために個々の授業科目がどのように連携し関連し合うかが、あらかじめ明示されること。なお、大学としての学位授与の方針に対して授業科目数が過多であったり、科目の内容が過度に重なっている場合は、その精選の上に体系化が行われる必要がある。また、科目を履修する学生をはじめ、当該大学、学部、学科等が提供している教育課程の内容に関心を持つ全ての人に教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の関連や科目内容の難易を表現する番号をつける（ナンバリング）など、教育課程の構造を分かりやすく明示する工夫が必要である。</p> <p>・組織的な教育の実施 体系的な教育課程に基づいて、教員間の連携と協力による組織的教育が行われること。往々にして大学の授業（授業科目）は個々の教員の責任に委ねられ教員の専門性に引きつけた授業科目の設定が行われてきたが、学士課程教育の質的転換のためには、教員全体の主体的な参画による教育課程の体系化と並んで、授業内容やその実施に関わる教員の組織的な取組が必要である。</p> <p>・授業計画（シラバス）の充実 学生に事前に提示する授業計画（シラバス）は、単なる講義概要（コースカタログ）にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するように作成されること。</p> <p>・全学的な教学マネジメントの確立 教員の教育力の向上を含む諸課題の発見と解決を進めるため、学長のリーダーシップの下、全学的な教学マネジメントを確立し、大学教育の改革サイクルを展開させること。</p> <p>このように、学士課程教育を各教員の属人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させ、学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った学士課程教育へと質的な転換を図るためには、教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要である。そのためには、教学システムの再構築やそれを支援するスタッフの養成や確保が必要となる。</p> <p>このような全学的な教学マネジメントの確立のためには、学長のリーダーシップによる全学的な合意形成が不可欠であり、それを可能とす</p>	

事 項	平成10年答申（※1）		平成17年答申（※2）		平成20年答申（※3）		平成24年答申（※4）	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	
							<p>る実効性ある全学的なガバナンスと財政基盤の確立が求められる。</p> <p>教員にはそれぞれの授業において学生の知的・人間的能力を開花させる質の高い教育を展開する責任がある。学生がその潜在的な能力を眠らせたまま大学を卒業してしまうことは、当該学生にとっても、社会にとっても大きな損失であり、学長や教学担当副学長等の全学的な教学マネジメントに当たる者は、潜在的な能力を含めて学生の能力を開花させる学士課程教育を大学が組織的に提供する責任があることを改めて認識する必要がある。</p> <p>以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることは言うまでもない。</p> <p>8. 今後の具体的な改革方策</p> <p>① 速やかに取り組むことが求められる事項（大学）</p> <p>（ア）学長を中心として、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等がチームを構成し、当該大学の学位授与の方針の下で、学生に求められる能力をプログラムとしての学士課程教育を通じていかに育成するかを明示すること、プログラムの中で個々の授業科目が能力育成のどの部分を担うかの認識を担当教員間の議論を通じて共有し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的な教育を展開すること、プログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則った成果の評価、その結果を踏まえたプログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る。</p> <p>学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト（学修到達度調査）ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的</p>	

事項	平成10年答申(※1)	平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容
							<p>な測定手法を用いたかを併せて明確にする。</p> <p>教育プログラムの策定においては、CAP制やナンバリング等を実際に機能させながら、教員が個々の授業科目の充実にエネルギーを投入することを可能とするように授業科目の整理・統合と連携を図る。また、学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画、貢献についての教員評価を行い、教員の教育力の向上・改善や処遇の決定、顕彰等に活用する。</p> <p>学部長の選任に当たっては、学長のリーダーシップの下で教学マネジメントを担い、大学教育の改革サイクルの確立を図るチームの構成員としての適任性という観点も重視する。</p>
・カリキュラムの編成の高度化(ナンバリングや履修系統図の活用、編成への外部人材の参画等)	<p>1(1)1)1) 教養教育の重視、教養教育と専門教育の有機的連携の確保</p> <p>(イ) 教養教育の工夫・改善のための取組</p> <p>1. 各大学においては、教養教育の理念・目標の実現のため、かつての一般教育のように独立の科目を設ける、あるいは、専門教育科目の中で学際的な科目を開設するなど、各大学の工夫により教養教育を実施することが必要である。…</p> <p>この際、教養教育の内容については、例えば、1) 社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識と技能を習得させる、2) 社会的・学問的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題について授業(テーマ講義やゼミナールなど)を行い、多面的な理解と総合的な洞察力や現代社会の諸課題を総合的に判断し対処する能力を養成する、3) 体系化された学問を幅広く経験することにより、専攻する学問分野の理解を助けるとともに、専攻する学問分野の違いを越えて共通に必要な複合的視点や豊かな人間性をかん養する、4) 専門教育において、関連する分野に関する幅広い視野に立って学際的に取り組むことのできる力を培うなどが考えられる。各大学においては、それぞれの理念・目標に沿って、教養教育の重要性を踏まえた体系的なカリキュラムを工夫していく必要がある。</p> <p>2) 専門教育の見直し</p> <p>(イ) 専門教育における基礎・基本の重視等</p> <p>…各大学においてはその理念・目標に沿って、専門教育について、基礎・基本の重視、学生が主体的に課題を探究し解決する能力の育成という観点から、学部段階における教育内容としてどこまでを対象とするのか、学生にどのような知識・能力を身に付けさせることを目的とすべきなのかを改めて問い直す必要がある。その際、将来新しい領域を開拓していくことのできる専門的素養のある人材、真に社会で伸びていく人材を養成するには、細分化された狭い分野を教えるだけでなく、専門の骨格を正確に把握させると同時に、学生が広い視野を持ち学問を総合的に把握し課題を探究できるような幅広い教育を施すことが重要であるという認識の下に、カリキュラム編成及び個々の授業を実施することが必要である。</p>	31	<p>第3章1(1) 大学</p> <p>(エ) 学士課程</p> <p>《教養教育》</p> <p>○ 新たに構築されるべき「教養教育」は、学生に、国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければならない。各大学は、理系・文系、人文・社会・自然といった、かつての一般教育のような従来型の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることが期待される。</p> <p>○ このような観点から、教養教育に携わる教員には高い力量が求められる。加えて、教員は教育のプロとしての自覚を持ち、絶えず授業内容や教育方法の改善に努める必要がある。入門段階の学生にも高度な知識を分かりやすく興味深い形で提供したり、学問を追究する姿勢や生き方を語ったりするなど、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激することも求められる。</p> <p>《専門教育》</p> <p>○ 職業的素養にかかわる専門教育については、専門職大学院制度の発足を契機として、学士課程段階を中心に完成させるものと修士課程・専門職学位課程段階を中心に完成させるものを、学問分野の特性や各種職業資格との関連に応じて具体的に仕分けして考えていく必要がある。</p> <p>《カリキュラム、単位、年限》</p> <p>○ 学士課程は、基本的役割として、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培う機能を担っており、内容の充実した教養教育や専門教育を行うことが不可欠である。そこで、学士課程教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、このコア・カリキュラムの実施状況は、機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。</p>	15 17 18	<p>第2章第2節1 教育課程の体系化</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>① 教育課程の体系性</p> <p>(ア) 教育課程編成・実施の方針については、学位授与の方針や教育研究上の目的等との整合性・一貫性を持つことが求められる。また、法制上も、教育課程が体系性を持つことが要請されている。また、各大学では、それぞれの個性と特色に基づいて、基礎教育や共通教育、専門基礎教育、専門教育などの適切な区分を設けた上で、教育課程を編成・実施することが期待されている。</p> <p>学士課程教育を通じて到達すべき学習成果は、こうした科目のみでなく、課外活動を含め、あらゆる教育活動の中で、修業年限全体を通じて培うものである。</p> <p>(イ) かねて我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない、あるいは、学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確である、などの課題が指摘されてきた。個々の科目についても、その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互換性や通用性の面でも、支障が生じかねない。</p> <p>多様な科目から場当たり的な選択がなされる、あるいは中核となる科目の位置付けが曖昧であるならば、学生の学びは、狭く偏るか、逆に散漫になり、学生の到達すべき学習成果として想定していたものは達成されない。…</p> <p>(2) 改革の方向</p> <p>(ア) 各大学では、学位授与の方針等の確立と同時に、教育課程の体系的な編成が重要である。開設科目の種類と内容が多様でも、それが学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針と遊離せず、学生の体系的な履修が可能となっていることが肝要である。</p> <p>(3) 具体的な改善方策</p> <p>【大学に期待される取組】</p> <p>◆ 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教</p>	15 20	<p>6. 学士課程教育の質的転換への方策</p> <p>(体系的・組織的な教育の実施)</p> <p>…、学修時間の実質的な増加・確保は、以下の諸方策と連なって進められる必要がある。</p> <p>・教育課程の体系化</p> <p>大学、学部、学科の教育課程が全体としてどのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を修得させようとしているか、そのために個々の授業科目がどのように連携し関連し合うかが、あらかじめ明示されること。なお、大学としての学位授与の方針に対して授業科目数が過多であったり、科目の内容が過度に重なっている場合は、その精選の上に体系化が行われる必要がある。また、科目を履修する学生をはじめ、当該大学、学部、学科等が提供している教育課程の内容に関心を持つ全ての人に教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の関連や科目内容の難易を表現する番号をつける(ナンバリング)など、教育課程の構造を分かりやすく明示する工夫が必要である。</p> <p>・組織的な教育の実施</p> <p>…</p> <p>・授業計画(シラバス)の充実</p> <p>…</p> <p>・全学的な教学マネジメントの確立</p> <p>…</p> <p>…</p> <p>8. 今後の具体的な改革方策</p> <p>① 速やかに取り組むことが求められる事項(大学)</p> <p>(ア)…</p> <p>教育プログラムの策定においては、CAP制やナンバリング等を実際に機能させながら、教員が個々の授業科目の充実にエネルギーを投入することを可能とするように授業科目の整理・統合と連携を図る。また、学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画、貢献についての教員評価を行い、教員の教育力の向上・改善や処遇の決定、顕彰等に活用する。</p>

事項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	
					<p>育課程を編成する(教育課程の体系化・構造化)。</p> <p>教養教育や専門教育などの科目区分にこだわらなく、一貫した学士課程教育として組織的に取り組む。専攻分野の学習を通して、学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード(履修年次等に応じて付記)による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。</p> <p>◆ 幅広い学修を保証するための、意図的・組織的な取組を行う。</p> <p>例えば、多様な学問分野の俯瞰を可能とする教育課程の工夫や、主専攻・副専攻制の導入等を積極的に推進する。また、入学時から学生が学科に配置され、専ら細分化された専門教育を受ける仕組みについては、当該大学の実情に応じて見直しを検討する(例えば、学部・学科間の移動の弾力化、学部・学科の在り方の見直しなど)。</p>			
・アクティブラーニングやICTを活用した教育の促進	<p>1(1) 学部教育の再構築</p> <p>1) 4) 国際舞台で活躍できる能力の育成等</p> <p>外国語教育の充実や海外留学の推進等を進めると同時に、我が国の歴史や文化への理解、国際社会の直面する重要課題への認識を深めたり、討論、口頭による意見発表や報告、プレゼンテーション等の訓練を通じて自らの主張を明確に表現する能力を育成するなど、国際舞台で活躍できる人材の養成を図ることが重要である。</p> <p>2) 4) 教員の教育内容・授業方法の改善</p> <p>(エ) マルチメディアの効果的な活用</p> <p>教育方法の改善に当たっては、マルチメディアの効果的な活用にも十分配慮する必要がある。マルチメディア機器の活用による授業方法の改善、コンピュータ・ネットワークを活用した授業に対する学生の質問等の受付や教材提供など学生の授業外における学習促進のためのパソコン等の活用、ビデオを活用した授業参観によるファカルティ・ディベロップメントなど、各大学における積極的な取組の推進が望まれる。</p>	—	—	<p>第2章第2節3 教育方法の改善</p> <p>(2) 改革の方向</p> <p>(ウ) …情報通信技術の活用は、教育の双方向化・システム化を飛躍的に推進する可能性を秘めており、その普及が望まれるが、それ自体はあくまで教育の手段であって、目的ではない。各大学にとって、それぞれが目指している学習成果や、教育研究上の目的の達成にとって有効か、対面授業に準ずる教育効果が確保されるのか、などの適切な判断が求められる。</p> <p>(4) 具体的な改善方策</p> <p>【大学に期待される取組】</p> <p>◆ 学習の動機付けを図りつつ、双方向型の学習を展開するため、講義そのものを魅力あるものにするとともに、体験活動を含む多様な教育方法を積極的に取り入れる。</p> <p>学生の主体的・能動的な学びを引き出す教授法を重視し、例えば、学生参加型授業、協調・協同学習、課題解決・探求学習などを取り入れる。大学の実情に応じ、社会奉仕体験活動、フィールドワーク、インターンシップ、海外体験学習や短期留学等の体験活動を効果的に実施する。</p> <p>学外の体験活動についても、教育の質を確保するよう、大学の責任の下で実施する。</p> <p>◆ TA(ティーチング・アシスタント)等を積極的に活用して、双方向型の学習や少人数指導を推進する。</p> <p>授業における指導(例えば、ディスカッション、討論など)への参画、授業外の学習支援など、TAの役割を一層拡大する。優秀な学部学生をSA(スチューデント・アシスタント)として活用することも検討する。</p> <p>◆ 教育研究上の目的等に即して情報通信技術を積極的に取り入れ、教育方法の改善を図る。</p> <p>的確な授業設計を行った上で、例えば、以下</p>	23 ・ 24	9		
					<p>4. 求められる学士課程教育の質的転換(学士課程教育の質的転換)</p> <p>生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修(アクティブ・ラーニング)への転換が必要である。すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる。学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続ける力を修得できるのである。</p> <p>学生の主体的な学修を促す具体的な教育の在り方は、それぞれの大学の機能や特色、学生の状況等に応じて様々であり得る。しかし、従来の教育とは質の異なるこのような学修のためには、学生に授業のための事前の準備(資料の下調べや読書、思考、学生同士のディスカッション、他の専門家等とのコミュニケーション等)、授業の受講(教員の直接指導、その中で教員と学生、学生同士の対話や意思疎通)や事後の展開(授業内容の確認や理解の深化のための探究等)を促す教育上の工夫、インターンシップやサービス・ラーニング、留学体験といった教室外学修プログラム等の提供が必要である。</p> <p>学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教</p>			

事項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	
					<p>のような取組について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ・オン・デマンド・システム等、eラーニングの活用による遠隔教育 ・学習管理システム(LMS: Learning Management System)を利用した事前・事後学習の推進 ・教室の講義とeラーニングによる自習の組み合わせ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せ(いわゆるブレンディッド型学習)の導入 ・携帯端末を活用した学生応答・理解度把握システム(いわゆるクリッカー技術)による双方向型授業の展開 		<p>員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められる。</p>	
・柔軟な学事暦の運用	<p>1(1)2)2) 成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施 (イ) 成績評価基準の明示等 b. 学生の学習効果を高めるためには、1学期の中で少数の授業科目を集中的に履修し学期ごとに完結させる制度であるいわゆるセメスター制等の導入を促進し、学期の区分ごとに授業科目を完結させて成績評価を行い次の学期の学習につないでいくことが重要である。</p> <p>2(1)1)2) 秋季(9月)入学の拡大等 学年暦の異なる諸外国への留学及び我が国への留学生の受入れを促進するため、また、秋季(9月)入学をより柔軟に導入できるようにするため、学年の途中における入学に関する学校教育法施行規則の規定を改正するとともに、学習効果の高いセメスター制を、これまで以上に積極的に推進していく必要がある。</p> <p>(4) 国際交流の推進 大学の国際化を進め、国際交流を進めていくため、セメスター制の導入等を通じて大学の学部や大学院の仕組みを国際的通用性の高いものとしていくと同時に、奨学金の充実や外国語によるプログラムの実施などを通じて海外の留学生の受入れ先として魅力ある国際競争力の高い大学を目指す必要がある。</p>	—	—	—	—	—	—	
・主専攻・副専攻の活用	<p>1(1)1)1) 教養教育の重視、教養教育と専門教育の有機的連携の確保 (イ) 教養教育の工夫・改善のための取組 3. 教養教育の実施方法等については、学際的・総合的視野に立って、自ら課題を探索し、柔軟かつ総合的な思考、判断によって解決する能力を育成することが重要であることを踏まえ、例えば、環境問題などのような複合的視点から検討が必要な課題を探索、設定して考えるという課題探求型学習の推進が重要である。また、米国の大学における主専攻・副専攻のように、複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うことも有効である。</p> <p>さらに、社会でのボランティア活動や大学と企業が協力して学生に自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えるインターンシップ等、学外の体験を取り入れた授業科目の開設などにより</p>	30	<p>第3章1(1) 大学 (エ) 学士課程 《学士課程の多様性》 ○ 社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中で、各大学には、幅広い視野から物事をとらえ、高い倫理性に裏打ちされた確かな判断を下すことができる人材の育成が一層強く期待されている。各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直し再構築することにより、現状よりさらに充実した学士課程教育を展開することが強く求められる。 ○ 学士課程段階での教育には「教養教育」や「専門基礎教育」等の役割が期待される一方で、職業教育志向もかなり強い。したがって、今後の学士課程教育は、「21世紀型市民」の育成・充実を共通の目標として念頭に置きつつ、教育の具体的な方法論としては、様々な個</p>	17	<p>第2章第2節1 教育課程の体系化 (3) 具体的な改善方策 【大学に期待される取組】 ◆ 幅広い学修を保証するための、意図的・組織的な取組を行う。 例えば、多様な学問分野の俯瞰を可能とする教育課程の工夫や、主専攻・副専攻制の導入等を積極的に推進する。また、入学時から学生が学科に配置され、専ら細分化された専門教育を受ける仕組みについては、当該大学の実情に応じて見直しを検討する(例えば、学部・学科間の移動の弾力化、学部・学科の在り方の見直しなど)。</p>	—	—	

事項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ
	社会の実践的な教育力を大学教育に活用するという視点も重要である。		性・特色を持つものに分化していくものと考えられる。例えば、学士課程段階では、教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻の組合せを基本としつつ、専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程の段階で完成させるもの(言わば「総合的教養教育型」)や、学問分野の特性に応じて学士課程段階で専門教育を完成させるもの(言わば「専門教育完成型」)等、多様で質の高い教育を展開することが期待される。					
・履修単位の上限設定(CAP制)の適切な運用	<p>1(1)2)3)履修科目登録の上限設定と指導</p> <p>学生の履修科目の過剰登録を防ぐことを通じて、教室における授業と学生の教室外学習を合わせた充実した授業展開を可能とし、少数の授業科目を実質的に学習できるようにすることにより、単位制度の実質化を図る必要がある。このため学生が1年間あるいは1学期間に履修科目登録できる単位数の上限を各大学が定めるものとする旨を大学設置基準において明確にする必要がある。また、個々の学生に対して履修指導を行う指導教員等を置くことも重要である。</p>	-	-	20 21	<p>第2章第2節2 単位制度の実質化</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>(ウ)学生の学習時間は、学習成果の達成にも密接に関連すると思われる。</p> <p>単位制度の実質化の必要性は、これまでも指摘され、改善策が提言されてきており、シラバス、セメスター制、キャップ制、GPA(Grade Point Average)などの諸手法が導入されてきた。文部科学省の調査(平成18年度)では、各大学では、これらの取組は相当に普及しており、例えば、9割以上の大学がすべての授業科目のシラバスを作成している…。</p> <p>しかし、学習時間の実態を鑑みると、これらの取組が十分に機能しているとは言えない。その原因の一つとして、諸手法の導入に当たって、単位制度の実質化とのかかわりが十分に理解されていない、あるいは相互連携の必要性が認識されていない可能性が考えられる。</p> <p>例えば、…。また、キャップ制については、一年間の上限単位数が多過ぎて、各年次にわたって適切に授業科目を履修するという趣旨に必ずしも沿っていない事例も見られる。</p> <p>(3)具体的な改善方策</p> <p>【大学に期待される取組】</p> <p>◆自己点検・評価活動の一環として学習時間等の実態を把握し、単位制度の実質化の観点から、教育方法の点検・見直しを行い、質の向上を図る。</p> <p>卒業要件単位数、各科目の単位数配当、履修指導と学習支援の在り方などの点検・見直しを行い、諸手法(シラバス、セメスター制、キャップ制、GPAなど)を相互に連携させて運用する。</p> <p>点検・評価のための目安として、具体的な学習時間を設定することも検討する。</p> <p>◆各科目の授業時間内及び事前・事後の学習の充実の観点から、各セメスターで履修する科目の数・種類が過多とならないようにする。</p> <p>例えば、細分化された2単位科目(週1回開講)を多数履修する在り方を見直し、3単位又は4単位科目(間に休憩を入れた2コマ続きの授業又は週複数回開講する授業)を標準形態とする。科目登録等の際し、各学生の実情に応じて登録の適否等に関する履修指導を積極的に行う。</p>	16 20	<p>6. 学士課程教育の質的転換への方策(体系的・組織的な教育の実施)</p> <p>…以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、…、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。…</p> <p>8. 今後の具体的な改革方策</p> <p>①速やかに取り組むことが求められる事項(大学)</p> <p>(ア)…</p> <p>教育プログラムの策定においては、CAP制やナンバリング等を実際に機能させながら、教員が個々の授業科目の充実にエネルギーを投入することを可能とするように授業科目の整理・統合と連携を図る。また、学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画、貢献についての教員評価を行い、教員の教育力の向上・改善や処遇の決定、顕彰等に活用する。…</p>	

事項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ
					それらの種々の取組とあわせて、キャップ制の導入や受講科目数に対応した柔軟な授業料システムについて検討する。			
・履修指導体制の確立	<p>1(1)2)3) 履修科目登録の上限設定と指導(エ) 履修指導の充実</p> <p>授業科目の多様化が進む中で、学生が各々の学習目標に沿って適切に履修科目の選択を行うことができるよう、一定の科目群の中から選択を求める、科目相互の履修順序を明確にする、モデル的なコースを示すなどの工夫に努めるとともに、個々の学生に対して履修指導を行う指導教員等を置くことも重要である。</p>	—	—	—	<p>第2章第2節2 単位制度の実質化(3) 具体的な改善方策</p> <p>【大学に期待される取組】</p> <p>◆ 自己点検・評価活動の一環として学習時間等の実態を把握し、単位制度の実質化の観点から、教育方法の点検・見直しを行い、質の向上を図る。</p> <p>卒業要件単位数、各科目の単位数配当、履修指導と学習支援の在り方などの点検・見直しを行い、諸手法(シラバス、セメスター制、キャップ制、GPAなど)を相互に連携させて運用する。</p> <p>点検・評価のための目安として、具体的な学習時間を設定することも検討する。</p> <p>第2章第2節4 成績評価(2) 改革の方向</p> <p>(オ) 成績評価の厳格化や、卒業時の出口管理の強化は、単に学生を振り落としすることが目的ではなく、学生の利益を増進する配慮も忘れてはならない。GPAも、学生へのきめ細かな履修指導や学習支援の実施、評価機会の複数化と一体的に運用し、学習成果の効果的な達成を促すことに意義がある。</p> <p>また、教育システムの在り方として、必要な時に再挑戦ができる柔軟な仕組みづくりが望まれる。</p>	21 ・ 27	18	<p>7. 質的転換に向けた更なる課題(学修支援環境の整備についての課題)</p> <p>第二の点は、主体的な学修の確立の観点から、学生の学修を支える環境を更に整備する必要があることである。学長・学部長アンケートでは、「きめ細かな指導をサポートするスタッフが不足」しているという課題意識が強い。その他、専任教員数の充実、主体的な学修を支える図書館の充実や開館時間の延長、学生による協働学修の場や学生寮等キャンパス環境の整備、奨学金の充実など、様々な意見や要望が寄せられた。学生が平日はアルバイト等を行うことなく学修に専念できる環境を整備すべきであるという指摘は、今日的に特に重要である。</p>
・シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示	<p>1(1)2)2) 成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施(イ) 成績評価基準の明示等</p> <p>a. 学生の卒業時における質の確保を図るため、教員は学生に対してあらかじめ各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準をシラバスなどに明示した上で、厳格な成績評価を実施すべきである。…</p> <p>4) 教員の教育内容・授業方法の改善(ウ) シラバスの活用</p> <p>個々の授業の質の向上を図るに当たっては、効果的なシラバスの活用が重要である。現在、各大学で作成されているシラバスの多くは、全学的にあるいは学部・学科ごとに履修科目選択のための一覧として作成されていることが多い。しかしながら、個々の授業の質の向上のためには、個々の教員がその授業科目を履修する学生を対象として、毎回の授業を迎えるに当たってあらかじめ読んでおく文献の提示等準備学習の指示や成績評価基準などを示したシラバスを作成することが重要である。</p>	—	—	—	<p>第2章第2節2 単位制度の実質化(1) 現状と課題</p> <p>(ウ) 学生の学習時間は、学習成果の達成にも密接に関連すると思われる。</p> <p>単位制度の実質化の必要性は、これまでも指摘され、改善策が提言されてきており、シラバス、セメスター制、キャップ制、GPA(Grade Point Average)などの諸手法が導入されてきた。文部科学省の調査(平成18年度)では、各大学では、これらの取組は相当に普及しており、例えば、9割以上の大学がすべての授業科目のシラバスを作成している…。</p> <p>しかし、学習時間の実態を鑑みると、これらの取組が十分に機能しているとは言えない。その原因の一つとして、諸手法の導入に当たって、単位制度の実質化とのかかわりが十分に理解されていない、あるいは相互連携の必要性が認識されていない可能性が考えられる。</p> <p>例えば、シラバスにおいて「準備学習等についての具体的な指示」を盛り込んでいる大学は約半数にとどまっており、学生が必要な準備学習等を行ったり、教員がこれを前提とした授業を実施する環境にないことが懸念される。…</p> <p>(3) 具体的な改善方策</p> <p>【大学に期待される取組】</p>	20 ・ 21	15	<p>6. 学士課程教育の質的転換への方策(体系的・組織的な教育の実施)</p> <p>…、学修時間の実質的な増加・確保は、以下の諸方策と連なって進められる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系化 … ・組織的な教育の実施 … ・授業計画(シラバス)の充実 <p>学生に事前に提示する授業計画(シラバス)は、単なる講義概要(コースカタログ)にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するように作成されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な教学マネジメントの確立 … …

事項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	
					<p>◆ 自己点検・評価活動の一環として学習時間等の実態を把握し、単位制度の実質化の観点から、教育方法の点検・見直しを行い、質の向上を図る。</p> <p>卒業要件単位数、各科目の単位数配当、履修指導と学習支援の在り方などの点検・見直しを行い、諸手法(シラバス、セメスター制、キヤップ制、GPAなど)を相互に連携させて運用する。</p> <p>点検・評価のための目安として、具体的な学習時間を設定することも検討する。</p> <p>◆ 学部・学科等の目指す学習成果を踏まえて、各科目の授業計画を適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに、必要な授業時間を確保する。</p> <p>シラバスに関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること ・準備学習の内容を具体的に指示すること ・成績評価の方法・基準を明示すること ・シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料(コース・カタログ)と同等のものにとどまらないようにすること 			
・成績評価基準の適切な運用(ルーブリックの活用、GPAの算出と活用等)	<p>1(1)2)2) 成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施</p> <p>大学の社会的責任として、学生の卒業時における質の確保を図るため、教員は学生に対してあらかじめ各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を実施すべきである。…</p>	—	—		<p>第2章第2節4 成績評価</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(ア) 我が国の学士課程教育をめぐっては、卒業認定における評価の厳格化も大きな課題となっている。</p> <p>評価の厳格化は、卒業時だけの問題ではなく、入学してからの教育指導の過程における成績評価についても、学生の成長という観点から考えなければならない。</p> <p>(ウ) 我が国の大学は、成績評価について、個々の教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いと指摘されてきた。従来のみでは、大学全入時代の学生の変容に際し、学生確保という経営上の要請も相まって、なし崩し的に安易な成績評価が広がるおそれがある。</p>		<p>8. 今後の具体的な改革方策</p> <p>① 速やかに取り組むことが求められる事項(大学)</p> <p>(ア) …</p> <p>学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト(学修到達度調査)ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。</p>	
・学生個人の学修成果の把握		—	—	26 ・ 27	<p>(2) 改革の方向</p> <p>(ア) このため、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。</p> <p>(イ) 評価に当たっては、多様な活動の成果を評価する観点から、学生の学修履歴等の記録と自己管理のためのシステムを開発することは、学習成果を重視した評価の条件整備として重要である。</p> <p>(ウ) なお、GPAの導入と運用に当たっては、国際的に認知されているGPAの一般的な在り方に十分留意すべきである。</p> <p>また、成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているかなどについて、組織的なチェックが働くような仕組みが必</p>	20	<p>(大学支援組織)</p> <p>(イ) アセスメント・テスト(学修到達度調査)、学修行動調査、ルーブリック等、学生の学修成果の把握の具体的な方策については、国際機関における取組の動向や諸外国の例も参考にしつつ、大学連携法人、大学間連携組織(コンソーシアム)、学協会等において速やかに、かつ多元的に研究・開発を推進する。</p>	

事 項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	
					<p>要となる。</p> <p>(エ) 客観的な評価の推進には、資格や検定といった外部試験などの活用も考えられる。その際は、大学自身の学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針との整合性の考慮が求められる。</p> <p>なお、客観的な評価という場合、特定の時点で実施するペーパーテストによる方法のみを想起するとすれば、必ずしも当を得たものではない。他の先進諸国でも、標準的なテストによって大学生の学習成果を測定することの可否、妥当性に関しては結論を見ておらず、十分な研究を要する課題となっている。</p> <p>第1節で示した学士力の学習成果の達成度を評価しようとするならば、多面的できめ細かな評価方法を取り入れることが望まれる。</p> <p>(オ) 成績評価の厳格化や、卒業時の出口管理の強化は、単に学生を振り落とすことが目的ではなく、学生の利益を増進する配慮も忘れてはならない。GPAも、学生へのきめ細かな履修指導や学習支援の実施、評価機会の複数化と一体的に運用し、学習成果の効果的な達成を促すことに意義がある。…</p> <p>(3) 具体的な改善方策 【大学に期待される取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 教員間の共通理解の下、成績評価基準を策定し、その明示について徹底する。 成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているか等について、組織的な事後チェックを行う。また、成績評価の通用性を高める方策として、当該教員以外の第三者の参画を求める仕組みを検討する。 ◆ GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。 GPAを導入・実施する場合は、以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際的にGPAとして通用する仕組みとする (例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど)。 ・アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。 ・教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを実施し、その後の改善に生かす。 ・その他単位制度の実質化に向けた諸方策を総合的に講じる。 ◆ 学生が、自らの学習成果の達成状況について整理・点検するとともに、これを大学が活用し、多面的に評価する仕組み(いわゆる学習ポートフォリオ)の導入と活用を検討する。 ◆ 各大学の実情に応じ、在学中の学習成果を証明する機会を設け、その集大成を評価する取組を進める。 例えば、卒業論文やゼミ論文などの工夫改善 			

事項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ
					や新規導入を実施したり、学部・学科別の、あるいは全学的な卒業認定試験を実施したりすることを検討、研究する。			
・学修時間の確保と把握	<p>1 (1) 2) 1) 授業の設計と教員の教育責任</p> <p>我が国の大学制度は単位制度を基本としており、単位制度の実質化は教育方法の改善にとって重要な課題である。現在の単位制度は、教室における授業と事前・事後の準備学習・復習を合わせて単位を授与するものであり、学生の自主的な学習が求められる。このため、教室における授業だけでなく、授業の前提として読んでおくべき文献を指示するなど学生が事前に行う準備学習・復習についても指示を与えることが教員の務めである。このことについて、大学当局はもとより各教員が十分自覚して授業の設計と学習指導を行うことが必要である。同時に、学生の側においても主体的に学習に取り組むことが求められる。</p>	31	<p>第3章1(1) 大学</p> <p>(エ) 学士課程</p> <p>《カリキュラム、単位、年限》</p> <p>○ 単位の考え方について、国は、基準上と実態上の違い、単位制度の実質化(単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保)や学修時間の考え方と修業年限の問題等を改めて整理した上で、課程中心の制度設計をする必要がある。</p>	20 ・ 21	<p>第2章第2節2 単位制度の実質化</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(ウ) 学生の学習時間は、学習成果の達成にも密接に関連すると思われる。</p> <p>単位制度の実質化の必要性は、これまでも指摘され、改善策が提言されてきており、シラバス、セメスター制、キャップ制、GPA(Grade Point Average)などの諸手法が導入されてきた。文部科学省の調査(平成18年度)では、各大学では、これらの取組は相当に普及しており、例えば、9割以上の大学がすべての授業科目のシラバスを作成している…。</p> <p>しかし、学習時間の実態を鑑みると、これらの取組が十分に機能しているとは言えない。その原因の一つとして、諸手法の導入に当たって、単位制度の実質化とのかかわりが十分に理解されていない、あるいは相互連携の必要性が認識されていない可能性が考えられる。</p> <p>例えば、シラバスにおいて「準備学習等についての具体的な指示」を盛り込んでいる大学は約半数にとどまっており、学生が必要な準備学習等を行ったり、教員がこれを前提とした授業を実施する環境にないことが懸念される。また、キャップ制については、一年間の上限単位数が多過ぎて、各年次にわたって適切に授業科目を履修するという趣旨に必ずしも沿っていない事例も見られる。</p> <p>(3) 具体的な改善方策</p> <p>【大学に期待される取組】</p> <p>◆ 自己点検・評価活動の一環として学習時間等の実態を把握し、単位制度の実質化の観点から、教育方法の点検・見直しを行い、質の向上を図る。</p> <p>卒業要件単位数、各科目の単位数配当、履修指導と学習支援の在り方などの点検・見直しを行い、諸手法(シラバス、セメスター制、キャップ制、GPAなど)を相互に連携させて運用する。</p> <p>点検・評価のための目安として、具体的な学習時間を設定することも検討する。</p> <p>◆ 学部・学科等の目指す学習成果を踏まえて、各科目の授業計画を適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに、必要な授業時間を確保する。…</p> <p>◆ 各科目の授業時間内及び事前・事後の学習の充実の観点から、各セメスターで履修する科目の数・種類が多すぎないようにする。…</p>	13 ・ 14 ・ 20	<p>5. 学士課程教育の現状と学修時間(学修時間に着目する理由)</p> <p>…学生が、予測困難な時代にあって生涯学び続け、主体的に考える力を修得するには、事前の準備、授業の受講、事後の展開といった能動的な学修過程に要する十分な学修時間が不可欠である。学修時間が短いという現状に加えて、学生の学修時間に着目して学士課程教育の改善を図る理由は以下のとおりである。</p> <p>第一に、教育課程の基準が法令で定められ、授業時数を中心に教育課程が編成されている初等中等教育とは異なり、学生が主体的に事前の準備、授業の受講、事後の展開という学修の過程に一定時間をかけて取り組むことをもって単位を授与し、また、このような学修経験を組織的、体系的に深めることをもって学位を授与するというのが大学制度である。学修の量と質の両立のためには、質を伴った学修時間であることが必要である。したがって、各大学の学士課程教育の基本的な目標の達成状況は、学修時間について、①学士課程教育に求められる学修の質が伴うように確保されているか、②その大学が重視する教育に関する営為と活動に照らして適切な設定となっているか、③大学や教員の組織的な責任体制がその確保に対応しているか、といった点によって示されるものと言えよう。</p> <p>第二に、学士課程教育の改善については様々な手法や着眼点が考えられるが、学修時間は、大学ごとの学士課程教育の内容・方法の自律性や多様性を確保しつつ、大学間の制度的な共通性を維持し、学士課程教育の質的転換に向けた好循環の始点となる指標として活用できる基本的な条件である。</p> <p>第三に、学士課程教育における質を伴った学修時間の確保は、世界的にも学士課程教育の質の保証が課題になる中で、国際的な信頼の指標として不可欠である。</p> <p>以上のような観点から、本審議会としては、学士課程教育の質を飛躍的に向上させるために、十分な質的充実を前提としつつ学生の学修時間の増加・確保を始点として、学生の主体的な学びを確立することが必要だと考える。</p> <p>6. 学士課程教育の質的転換への方策(体系的・組織的な教育の実施)</p> <p>学士課程教育の質的転換への好循環のためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が不可欠である。ただし、この点の改善は、学生に向かって「学修時間を増やさない」と呼びかけることだけでは実現しない。学生の学修時間の増加・確保には、学生の主体的な学修を促す教育内容と方法の工夫が不可欠である。すなわち、大学の教員が、学生の主体的な学修の確立は当該学生にとっても社会にとっても必須</p>	

事 項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	
							<p>であるという意識に立って、主体的な学修の仕方を身に付けさせ、それを促す方向で教育内容と方法の改善を行うこと、またそのような教員の取組を大学が組織的に保証することが必要である。</p> <p>したがって、学修時間の実質的な増加・確保は、以下の諸方策と連なって進められる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系化 … ・組織的な教育の実施 … ・授業計画(シラバス)の充実 … ・全学的な教学マネジメントの確立 … … <p>以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることは言うまでもない。</p> <p>8. 今後の具体的な改革方策</p> <p>① 速やかに取り組むことが求められる事項(大学)</p> <p>(ア) …</p> <p>学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト(学修到達度調査)ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。</p>	
・学生による授業評価の在り方等	<p>1(1)2)5) 教育活動の評価の実施</p> <p>教育の質の向上のため、自己点検・評価や学生による授業評価の実施など様々な機会を通じて、継続的に大学の組織的な教育活動に対する評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から評価を行うことが重要である。…</p>	—	—	—	<p>第3章1 教員の職能開発</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>②教員の専門性の明確化と評価体制の確立</p> <p>(オ)FDを実質化するには、適切な教育業績の評価も不可欠である。教育業績の評価は、研究業績の評価に比して難しい面があり、諸外国でも様々な試行錯誤が行われている。</p>	40 ・ 43	—	

事 項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ
					我が国では、いまだ普及の途上にあるが、教員による教育業績記録ファイル等の活用による多面的な評価の導入・工夫が必要である。また、学生による授業評価の結果は、業績評価の指標としての信頼性には課題もあるが、教員の自己評価や職能開発の活動に生かすことは重要であるとする。			
・FD、SDの高度化	1(1)2)4) 教員の教育内容・授業方法の改善 各大学は、個々の教員の教育内容・方法の改善のため、全学的にあるいは学部・学科全体で、それぞれの大学等の理念・目標や教育内容・方法についての組織的な研究・研修(ファカルティ・ディベロップメント)の実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である。…	22	第2章4(1) 保証されるべき「高等教育の質」 ○ 高等教育の質の保証を考える上では、教員個々人の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることも極めて重要である。評価とファカルティ・ディベロップメント(FD)やスタッフ・ディベロップメント(SD)等の自主的な取組との連携方策等も今後の重要な課題である。	7 ・ 38 43	第1章6 学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れに関する方針の重要性 (2) …各大学において、学士課程教育が組織的・総合的に運用されるには、学内の全教職員が共通理解を持って具体的な教育実践に取り組む必要があり、そのための教職員の職能開発が必要となる。… 第3章1 教員の職能開発 (1) 現状と課題 ① 職能開発の重要性とその実質化 (ウ) …これまでの調査結果などを踏まえ、現在のFDの課題として、次のようなものが考えられる。 第一に、一方向的な講義にとどまり、必ずしも、個々の教員のニーズに応じた実践的な内容になっておらず、教員の日常的な教育改善の努力を促進・支援するに至っていない。 第二に、教員相互の評価、授業参観など、ピアレビューの評価文化がいまだ十分に根付いていない。 第三に、研究面に比して教育面の業績評価などが不十分であり、教育力向上のためのインセンティブが働きにくい仕組みになっている。 第四に、教学経営のPDCAサイクルの中にFDの活動を位置付け、教育理念の共有や見直しに生かす仕組みづくりと運用がなされていない。 第五として、大学教育センターなどFDの実施体制が脆弱である。例えば、FDにせいじやく関する専門人材が不足している、学内で各	10 ・ 20	4. 求められる学士課程教育の質的転換(学士課程教育の質的転換) 大学教育の質的転換を実践していくには、学生の主体的な学修を支えるための教育方法の転換と教員の教育能力の涵養が必要であるが、それには研究能力の一層の向上が求められる。双方向の授業を進め、十分な準備をしてきた学生の力を伸ばすには、教員が当該分野及び関連諸分野の学術研究の動向に精通している必要があり、そのためには教員が自らの研究力を高める努力を怠らないことが大切である。学士課程答申で指摘されているとおり、研究という営みを理解し、実践する教員が、学生の実情を踏まえつつ、研究の成果に基づき、自らの知識を統合して教育に当たることは大学教育の責務である。教育と研究との相乗効果が発揮される教育内容・方法を追求することが、一層重要である。 8. 今後の具体的な改革方策 ① 速やかに取り組むことが求められる事項(大学) (イ) 全学的な改革サイクルの確立のため、ワークショップを中心に「プログラムとしての学士課程教育」という基本的な認識の共有や教育方法に関する技術の向上に資する充実したFDを実施する。そのために、専門家(ファカルティ・ディベロッパー)の養成や確保、活用を図る。 (ウ) 学部等の縦割りの構造を超えて学士課程教育をプログラムとして機能させるためには、教	

事 項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	
					<p>学部の協力を得る上で困難がある、FD担当者のネットワークが発展途上、といったことが聞かれる。</p> <p>第六として、学協会による分野別の質保証の仕組みが未発達であり、分野別FDを展開する基盤が十分に形成されていない。</p> <p>第七として、非常勤教員や実務家教員への依存度が高まる一方で、それらの教員の職能開発には十分目が向けられていない。</p> <p>(エ) 大学全入時代を迎え、学習意欲の低下や目的意識の希薄化といった学生の変化に直面し、個々の教員の力量向上のみならず教員団による組織的な取組の強化が求められるようになってきている。学長の多くは、教員の組織的な職能開発の必要性を認めており、その点で海外との温度差はない(図表3-6)。</p> <p>必要なのは、制度化されたFDをいかに実質化するかであり、あわせて、そのための条件整備を国として進めていくことである。FDを単なる授業改善のための研修と狭く解するのではなく、我が国の学士課程教育の改革を目的とした、教員団の職能開発として幅広く捉えることが適当である。</p> <p>そして何より、FDを実質化するには、教員の自主的・自律的な取組が不可欠である。教員の個人的・集団的な日常的教育改善の努力を促進・支援し、多様なアプローチを組織的に進めていく必要がある。</p> <p>②教員の専門性の明確化と評価体制の確立</p> <p>(ア) FDを通じて目指すべき目標の設定や、教員に対する業績評価を適切に行うためには、大学教員として必要な職能や教育力の内容を明らかにすることも重要である。</p> <p>(オ) FDを実質化するには、適切な教育業績の評価も不可欠である。教育業績の評価は、研究業績の評価に比して難しい面があり、諸外国でも様々な試行錯誤が行われている。</p> <p>我が国では、いまだ普及の途上にあるが、教員による教育業績記録ファイル等の活用による多面的な評価の導入・工夫が必要である。また、学生による授業評価の結果は、業績評価の指標としての信頼性には課題もあるが、教員の自己評価や職能開発の活動に生かすことは重要であると考えられる。</p> <p>(2) 改革の方向</p> <p>(ア) 以上のように、各大学が、学士課程に関する三つの方針に基づいて組織的に教育活動を展開するためには、当該大学の教員が共通理解を形成し、具体的な教育実践に取り組んでいくことが求められる。</p> <p>また、教員が、多様化する学生に対して適切な教育指導を行うためには、教授法に関する不断の研究を行うことが一層強く要請される。FDの実施が、各大学に義務付けられたことを契機として、各大学では、その在り方を主体的に</p>		<p>員だけではなく、職員等の専門スタッフの育成と教育課程の形成・編成への組織的参画が必要であり、例えば、他大学との事務の共同実施等でリソースを再配置するといった工夫もしつつ、その確保と養成を図る。</p> <p>(文部科学省等)</p> <p>(ウ) 各大学における教学システムの確立に不可欠なファカルティ・ディベロッパー、あるいは入学者選抜や教学に関わるデータ分析、テスト理論や学修評価等の知見を有する専門スタッフの養成や確保・活用のために、拠点形成や大学間の連携の在り方等に関する調査研究を行う。なお、これと並行して、体系的FDの受講と大学設置基準第14条(教授の資格)に定める「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」の関係の整理について検討を行う。</p>	

事 項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	
					<p>見直すとともに、教員評価の在り方等を含め、教員の教育力向上に向けた取組を総合的に進めていくことが重要である。れたことを契機として、各大学では、その在り方を主体的に見直すとともに、教員評価の在り方等を含め、教員の教育力向上に向けた取組を総合的に進めていくことが重要である。</p> <p>2 大学職員の職能開発</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>①職能開発の重要性</p> <p>(ア) 大学職員は、大学の管理運営に携わる、また、教員の教育研究活動を支援するなど、重要な役割を担っている。職員の学内での位置付け、職員と教員の関係については、国公立それぞれに状況が違うが、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、職員の職能開発(スタッフ・ディベロップメント、SD)はますます重要となってきている。</p> <p>大学職員に関しては、教員一人当たりの職員数が低下していく傾向にある中…、個々の大学職員の質を高める必要性が一層大きくなっている。職員の間でも、大学院での学習を含め、自己啓発の重要性への意識が高まり、学会や職能団体の発足など、職能開発の推進に向けた機運が醸成されつつある…。</p> <p>(イ) 高度化・複雑化する課題に対応していく職員として一般的に求められる資質・能力には、例えば、コミュニケーション能力、戦略的な企画能力やマネジメント能力、複数の業務領域での知見(総務、財務、人事、企画、教務、研究、社会連携、生涯学習など)、大学問題に関する基礎的な知識・理解などが挙げられる。</p> <p>加えて、新たな職員業務として需要が生じてきているものとしては、インストラクショナル・デザイナーといった教育方法の改革の実践を支える人材が挙げられる。また、研究コーディネーター、学生生活支援ソーシャルワーカー、大学の諸活動に関する調査データを収集・分析し、経営を支援する職員といった多様な職種が考えられる。国際交流を重視する大学であれば、留学生受入れ等に関する専門性のある職員も必要となろう。</p> <p>これらの業務には、学術的な経歴や素養が求められるものもあり、教員と職員という従来の区分にとられない組織体制の在り方を検討していくことも重要である。</p> <p>②職員の職能開発の実質化と充実</p> <p>(ア) 専門性を備えた大学職員や、管理運営に携わる上級職員を養成するには、各大学が学内外におけるSDの場や機会の充実に努めることが必要である。職員に求められる業務の高度化・複雑化に伴い、大学院等で専門的教育を受けた職員が相当程度いることが、職員と教員とが協働して実りある大学改革を実行する上で必要条件になってくる…。</p> <p>(イ) なお、教職員の協働関係の確立という観点</p>			

事 項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ
					<p>からは、FDやSDの場や機会を峻別する必要は無く、目的に応じて柔軟な取組をしていくことが望まれる。</p> <p>(2) 改革の方向</p> <p>(ア) 以上により、SDの推進に向けた環境整備が、重要な政策課題の一つとして位置付けられるべき時機にある。教員と職員との協働関係を一層強化するため、SDを推進して専門性の向上を図り、教育・経営など様々な面で、その積極的な参画を図っていくべきである。</p> <p>(イ) ただし、我が国の大学をめぐっては、教育研究活動を支援する人材の量的な不足という問題があることにも留意する必要がある…。職員の質・量それぞれの課題について適切な対応をしなければ、大学改革を推進していく上での隘路となるおそれがある。</p> <p>3 大学間の協働</p> <p>(3) 本章に関する具体的な改善方策</p> <p>【大学に期待される取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学士課程教育における三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に関する共通理解を確立し、教員各自の教育実践の在り方を主体的に見直す場としてFDを機能させ、活性化を図る。… ◆ FDの実施に当たって、多様な参加者へのきめ細かな配慮をする。… ◆ 個々の教員の授業改善に向けた努力を支援する体制を整える。… ◆ 教員の人事・採用に当たっての業績評価について、研究面に偏することなく、教育面を一層重視する。… ◆ 教員と協働する専門性の高い職員の育成に向け、SDの機会と場を充実する。… 			
・ 教学IR体制の確立	—	—	—	41	<p>(1) 現状と課題</p> <p>① 職能開発の重要性</p> <p>(ア) 大学職員は、大学の管理運営に携わる、また、教員の教育研究活動を支援するなど、重要な役割を担っている。…</p> <p>(イ) 高度化・複雑化する課題に対応していく職員として一般的に求められる資質・能力には、例えば、…、大学問題に関する基礎的な知識・理解などが挙げられる。</p> <p>加えて、新たな職員業務として需要が生じてきているものとしては、…。また、…大学の諸活動に関する調査データを収集・分析し、経営を支援する職員といった多様な職種が考えられる。…</p> <p>これらの業務には、学術的な経歴や素養が求められるものもあり、教員と職員という従来の区分にとられない組織体制の在り方を検討していくことも重要である。</p>	22 ・ 23	<p>8. 今後の具体的な改革方策</p> <p>① 速やかに取り組むことが求められる事項(文部科学省等)</p> <p>(ウ) 各大学における教学システムの確立に不可欠なファカルティ・ディベロッパー、あるいは入学者選抜や教学に関わるデータ分析、テスト理論や学修評価等の知見を有する専門スタッフの養成や確保・活用のために、拠点形成や大学間の連携の在り方等に関する調査研究を行う。…</p>	
・ 情報公表の項目や内容等に係る解説	<p>3 (2) 大学情報の積極的な提供</p> <p>大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画</p>	22 ・ 25	<p>第2章4 (1) 保証されるべき「高等教育の質」</p> <p>○ 高等教育の質の保証に関しては、まず、個々の高等教育機関において、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切で</p>	34 ・ 48 ・ 49	<p>第2章第3節1 入学者選抜</p> <p>(3) 具体的な改善方策</p> <p>【大学に期待される取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大学入試に関する取組や関連データの情報公開を積極的に行う。 	20 ・ 21	<p>8. 今後の具体的な改革方策</p> <p>① 速やかに取り組むことが求められる事項(大学)</p> <p>(ア) …</p> <p>学長を中心とするチームは、学位授与の方</p>	

事項	平成10年答申(※1)		平成17年答申(※2)		平成20年答申(※3)		平成24年答申(※4)	
	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ	記載内容	ページ
	<p>(例えば、将来計画など)、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報(成績評価方針・基準等)、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとするとし、それを制度上位置付けることが必要である。また、大学の財務状況に関する情報についても公表を促進することが必要である。</p>		<p>ある。また、競争的環境の中での各高等教育機関の個性・特色の明確化が一層進む中にあるは、学習者や社会の信頼を保持する上でも、情報の開示を含めた質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することも極めて重要であり、国としての基本的な責務である。</p> <p>○ 本来、保証されるべき「高等教育の質」とは、教育課程の内容・水準、学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等の総体を指すものと考えられる。したがって、高等教育の質の保証は、行政機関による設置審査や認証評価機関による評価(「認証評価」とは、すべての国公立の大学等が、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関による評価を受ける制度をいう。以下同じ。)のみならず、カリキュラムの策定、入学者選抜、教員や研究者の養成・処遇、各種の公的支援、教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関する情報開示等のすべての活動を通して実現されるべきものである。</p> <p>(5) 評価結果等に関する情報の積極的な開示及び活用</p> <p>○ 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。</p> <p>○ 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。</p>		<p>【国によって行われるべき支援・取組】</p> <p>◆ 大学入試に関する取組や関連データの情報公開を促す。各大学の情報公開の実施状況を調査して公表する。</p> <p>第4章4 情報公開</p> <p>4 情報公開</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>(ア) 大学に関する各種の情報の公開についても、法制度上、逐次推進され、大学の取組も進んできた。</p> <p>最近では、教育基本法改正を受け、学校教育法において、大学が、社会の発展に寄与する役割を担うべきこと、また、教育研究活動の状況を公表すべきことについて、新たに規定された。このことは、社会に対して、大学が一層の説明責任を果たすべきことを要請している。</p> <p>(イ) しかし、現状では、情報公開に関しても課題がある。</p> <p>例えば、教育研究活動の状況をはじめとする基本的な情報に、国内外から容易にアクセスできるような環境はいまだ実現していない。</p> <p>また、大学の新規参入や組織改編が活発化しているが、入学希望者をはじめとする社会一般に対し、自ら主体的にインターネット等を通じて大学や学部等の基本的な情報を周知する仕組みが存在しない。</p> <p>(2) 改革の方向</p> <p>(ア) 各大学について、自己点検・評価などPDCAサイクルが機能し、内部質保証体制が確立しているか、あるいは、情報公開など説明責任が履行されているか等の観点は、第三者評価において一層重視されていく必要がある。</p> <p>(ウ) 大学に関する基本的な情報発信については、アメリカの中等後教育総合データシステム等、他の先進諸国の例を踏まえ、データベースの整備等について、遜色のないようにしていくことも求められる。</p> <p>6 大学団体等の役割</p> <p>(3) 本章に関する具体的な改善方策</p> <p>◆ 教育研究等に関する情報を、自ら主体的にインターネット等を通じて広く公表する。</p> <p>在学生数などのデータも積極的に公表するよう努める。公的な助成を受けた事業がある場合は、その成果や課題についても公表する。また、海外に向けた情報発信の強化にも努める。</p>		<p>針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト(学修到達度調査)ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。…</p> <p>(大学支援組織)</p> <p>(ア) 大学情報の積極的な発信について、一年間の成果を比較可能な形で情報発信する「アニユアル・レポート(年次報告書)」として自己点検・評価の公表や活用を行うとともに、大学教育の質保証のための新法人において認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて、平成26年度から本格的に運営する「大学ポートレート(仮称)」の積極的な活用を促進する。「大学ポートレート(仮称)」の重要な役割の一つは、それぞれの大学がその機能や特色に応じてどのような教育に取り組み、成果を上げているかについて、数値以外を含む情報を提供することにより、社会において従来の偏差値等に偏したランキングとは異なる実態に即した大学像の共有を図ることにある。</p>	

(※1) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―(答申)」(平成10年10月26日 大学審議会)。抜粋箇所は明記ある一部を除き全て第2章「大学の個性化を目指す改革方策」より抜粋。

(※2) 「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成17年1月28日 中央教育審議会)

(※3) 「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月24日 中央教育審議会)

(※4) 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」(平成24年8月28日 中央教育審議会)